

# 秋田県MC協議会 薬剤投与実施救急救命士認定要領

(主旨)

## 第一条

この要領は、救急救命士法施行規則第21条の規定に基づく重度傷病者に対する救急救命処置（別表1に掲げる処置）として、医師の具体的指示下による薬剤投与等（以下、「薬剤投与」という。）を実施することのできる救急救命士であることを認定する手続きを定めるものとする。

(認定要件)

## 第二条

### 1 心臓機能停止状態の重度傷病者に対する救急救命処置

認定の対象となる者は、「救急救命士の薬剤投与の実施のための講習及び実習要領について（県衛生主管部長あて厚労省医政局指導課長、H17.3.10.医政指発 0310002）」による薬剤投与のための追加講習及び病院実習を修了した救急救命士（以下、「追加講習受講者」）、並びに救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（平成17年3月10日厚生労働省令第26号）の施行日（平成18年4月1日）後に実施される救急救命士の試験合格者（以下、「新試験合格者」）で病院実習を修了した救急救命士とする。

なお、病院実習については「秋田県MC協議会 救急救命士薬剤投与病院実習要領」（以下、「病院実習要領」）に従い、適切に実施すること。

### 2 心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する救急救命処置

認定の対象となる者は、前項の認定者であって、かつ、県メディカルコントロール協議会（以下、「県MC協議会」）が定める追加講習を修了した救急救命士とする。

### 3 重度傷病者に対する救急救命処置

認定の対象となる者は、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）の施行日（平成26年4月1日）後に実施される第39回救急救命士国家試験合格者（以下、「第39回試験合格者」）以降で病院実習を修了した救急救命士とする。

(認定の申請)

## 第三条

認定対象となる救急救命士が所属する消防本部の消防長は、次により、県MC協議会に申請する。

なお、心臓機能停止状態の重度傷病者に対する静脈路確保及び薬剤投与については、指導医評価が3点の場合にその症例数を実施症例数とみなし、認定に必要な症例数を確認する。

また、指導医の評価にあたっては、病院実習要領に定められたAパート・Bパートそれぞれの評価表を活用するなど、到達目標へ達したかどうかを判断すること。

#### 1 心臓機能停止状態の重度傷病者に対する処置

##### 一 追加講習受講者

申請書（様式1）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 追加講習修了証書
- ・ 病院実習修了証書（様式2）
- ・ 薬剤投与病院実習の評価表（様式3）

##### 二 新試験合格者

申請書（様式4）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 病院実習修了証書（様式2）
- ・ 養成課程中臨床実習の評価表（様式5）又は就業前実習の評価表（様式6）

#### 2 心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する処置

申請書（様式9）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 県MC協議会が認定した薬剤投与認定救急救命士であることの認定書
- ・ 追加処置認定講習修了証書

#### 3 重度傷病者に対する処置

申請書（様式10）に添付書類として、以下の写しを添付する。

- ・ 救急救命士免許証
- ・ 病院実習修了証書（様式2）
- ・ 養成課程中臨床実習の評価表（様式5）又は就業前実習の評価表（様式6）

（認定書の交付）

### 第四条

- 1 県MC協議会県協議会長は、第三条に基づく申請内容を確認したうえで、当該救急救命士を認定書（様式7）により薬剤投与実施救急救命士として認定する。これにより認定された者を「薬剤投与認定救急救命士」という。
- 2 県MC協議会県協議会長は、薬剤投与認定救急救命士の認定書を各消防長を經由して本人に交付するとともに、この写しを添えて関係する県MC協議会地域協議会長に通知する。
- 3 薬剤投与認定救急救命士については、台帳（様式8）により登録する。

(事務処理)

#### 第五条

この要領に関する事務は、県総務部総合防災課消防保安室において処理する。

(その他)

#### 第六条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

#### 附 則

この要領は、平成18年11月7日から施行する。

平成20年3月6日 一部改訂

平成26年3月7日 一部改訂

平成28年4月20日 一部改正

令和元年7月11日 一部改正

令和6年4月1日 一部改訂